

○京都府立大学外国人留学生規程

(平成20年京都府立大学規程第46号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学学則（平成20年京都府立大学規則第1号。以下「学則」という。）第27条第2項の規定により、外国人留学生（以下「留学生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期)

第2条 留学生の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第3条 留学生として入学することができる者は、学則第24条各号のいずれかに該当し、かつ、日本留学試験において、その専攻しようとする学部の教授会が定める基準以上の成績を修めた者とする。

(出願の承認)

第4条 留学生としての入学を出願しようとする者は、その専攻しようとする学部の教授会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、別に定める書類を入試部長に提出しなければならない。

3 入試部長は、前項に掲げる書類の提出を受けたときは、当該書類を提出した者の履歴等を点検し、当該書類をその専攻しようとする学部の教授会に回付する。

4 教授会は、前項の規定により回付を受けた書類を審査して第1項の承認の可否を決定し、入試部長に通知する。

(出願手続)

第5条 前条の規定により出願の承認を受けた者は、別に定める書類を提出して、学長に入学の出願を行わなければならない。

(入学選考)

第6条 留学生として入学を志望する者に対する選考は、各学部の教授会が定めるところにより行う。

2 前項の選考に当たっては、入学定員、教員組織、施設、設備等を勘案するものとする。

(入学許可)

第7条 留学生としての入学の許可は、前条の選考の結果に基づき、学長が行う。

2 入学を許可された者は、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書を提出しなければならない。

(入学考査料、入学料及び授業料)

第8条 入学考査料、入学料及び授業料については、京都府公立大学法人授業料等に関する規程（平成20年京都府公立大学法人規程第24号）の定めるところによる。

- 2 休学者に対しては、その期間中の授業料を免除する。ただし、既納分は還付しない。
- 3 停学者に対しては、その期間中の授業料を免除しない。
- 4 第1項に定めるもののほか、授業に必要があるときは、その経費の全部又は一部を負担させることができる。

(除籍)

第9条 学長は、留学生が修学に適さないと認めるとき又は理由なく授業料を納めないときは、その者を除籍することができる。

(学位の授与)

第10条 学長は、留学生として本学に4年以上在学し、所定の単位を修得した者に、学士の学位を授与する。

(諸規程の準用)

第11条 この規程に定めるもののほか、留学生については、本学の諸規程を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 文学部、福祉社会学部、人間環境学部及び農学部については、この京都府立大学外国人留学生規程の施行の日前に当該学部に在学する者が在学する限り、京都府公立大学法人の設立に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴い廃止された京都府立大学外国人留学生規程（平成8年京都府立大学訓令第7号）の規定中、学位の授与に関する部分は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。